

副食費の免除対象の範囲

年収360万円未満相当（1号：第Ⅲ階層、2号：第Ⅳ階層の一部まで）の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象に副食費を免除するとともに、相当額を公定価格の給付において加算する。

・1号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収270万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第1子	第2子 第3子以降
	その他	第1子	第2子 第3子以降
第3階層（年収360万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第1子	第3子以降
	その他	第1子	第3子以降
第4階層（年収680万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収680万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

これまでも保育料が無償化され、副食費についても補足給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲

これまでも保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲

今回、新たに副食費を免除する範囲

・2号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収260万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第1子	第2子 第3子以降
	その他	第1子	第2子 第3子以降
第3階層（年収330万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第1子	第2子 第3子以降
	その他	第1子	第2子 第3子以降
第4階層（年収360万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第1子	第2子 第3子以降
	その他	第1子	第2子 第3子以降
第4階層（年収470万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収640万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第6階層（年収930万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第7階層（年収1,130万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第8階層（年収1,130万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲

今回、新たに副食費を免除する範囲

※ 多子のカウント方法については、これまでの保育料の多子軽減と同じ取扱いとする。

	1号	2・3号
年収360万円未満相当	年齢に関わらず被監護者の数による	年齢に関わらず被監護者の数による
年収360万円相当以上	3歳～小学校3年生までの子	0歳～小学校就学前までの子